

## 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員等の費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 社協の会長・副会長
- (2) 社協の理事
- (3) 社協の監事
- (4) 社協の評議員
- (5) 地区社協の会長

(費用弁償額)

第3条 役員等が、社協の要求によって以下の会議等に出席した場合は、当該出席した役員等に対し、次の各号に掲げる費用弁償を支給する。ただし、瀬戸市の職員又は瀬戸市の関与する公所等の役職員が社協の役員等であるときは支給しないことができる。

- (1) 理事会 1日につき1,000円
  - (2) 監事による監査 1日につき1,000円
  - (3) 評議員会 1日につき1,000円
  - (4) 正副会長会議 1日につき1,000円
  - (5) 地区社協会長連絡会 1日につき1,000円
  - (6) 地区社協会長連絡会企画委員会 1日につき1,000円
- 2 会長及び副会長が、社協の要求により、第1項で定める会議等以外の会議等（業務の執行に関する事務局会議を含む。）に出席した場合には、費用弁償として1日につき1,000円を支給する。ただし、出張先等からそれに相当する額の支払いがある場合には、費用弁償を支給しないことができる。
- 3 役員等が会長の命により出張した場合には、社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会役員の旅費に関する規程（昭和45年施行）による。

(重複支給の禁止)

第4条 常勤の社協職員が、この規程の役員等を兼ねるときは、その兼ねる役員等として受けるべき費用弁償は支給しない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月12日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。